

川本町通学路安全推進会議規約

(名称)

第1条 この会議は、「川本町通学路安全推進会議」(以下「推進会議」という)と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、関係機関が相互に連携・協働して、通学路の安全確保に向けた取組を推進することを目的とする。

(取組)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の取組を行う。

- (1) 通学路の安全確保の取組に関する協議
- (2) 通学路の安全確保に関する情報及び意見交換
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第4条 推進会議は、下記を構成員とする。

- ・川本町教育委員会教育課長
- ・川本町総務財政課長
- ・川本町地域整備課長
- ・川本町健康福祉課長
- ・川本警察署交通課長
- ・川本警察署地域課長
- ・島根県県央県土整備事務所維持課長
- ・小学校代表
- ・中学校代表
- ・川本町PTA連合会代表
- ・川本町自治会連合会代表
- ・川本町子どもの安全対策に関わる連絡会代表(川本町自治会連合会代表)
- ・川本町民生児童委員協議会代表
- ・地域安全推進指導員
- ・川本町交通安全母の会代表
- ・邑智郡交通安全協会川本支部代表

(役員)

第5条 推進会議には、会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長、副会長は、推進会議において構成員の中から選任する。
- 3 会長は、推進会議の会務を処理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。

(推進会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 事務局は、川本町教育委員会教育課に置く。

附 則

この規約は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。